

公益社団法人日本ダンス議会 寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ダンス議会（以下「本議会」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、寄付金とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 一般寄付金 常時募集活動を行うことにより受領する寄付金で、寄付者が用途を特定しないもの。
- (2) 特定寄付金 常時募集活動を行うことにより受領する寄附金で、寄付者が用途を特定するもの。

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の募集)

第3条 本議会は、常時一般寄付金を募集することができる。

2 一般寄付金が、下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触する場合。
- (2) 本議会の業務遂行上支障があると認められる場合。
- (3) 本議会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。

3 一般寄付金は、寄付金総額を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄付金の募集)

第4条 本議会は、常時特定寄付金を募集することができる。

2 特定寄付金が、下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

- (1) 寄付者から付された資金用途等の条件が本議会の定款第3条に定める目的の達成に資するものではない場合。
- (2) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条（公益認定の基準）第17号（財産の贈与、帰属先）に規程する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合。
- (3) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合。
- (4) 寄付金の受け入れに起因して、本議会が著しく資金負担が生ずる場合。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、法令に抵触する場合、本議会の業務遂行支障があると認められる場合及び本議会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。

3 特定寄付金は、寄付金総額を寄付者から特定された用途に使用しなければならない。

(募集の方法)

第5条 本議会が寄付金を募集するときは、本議会ホームページにおいて「寄付金のお願い」を公開し、寄付金募集の内容を広く一般に周知する。

(受領書等の送付等)

第6条 本議会が寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本議会の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

3 本議会は寄付者に対して、寄付金の収支及び実施した事業の結果について報告書を交付する。あるいはホームページに同報告書を記載するなど適切な方法で報告する。

(情報公開)

第7条 本議会が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄付者に関する個人情報については、本議会が別に定める個人情報保護方針に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(実施細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、平成27年1月7日（理事会決議日）に制定し、平成27年1月7日から施行する。